

証明願記 1 及び 2 に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 診療収入の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び介護 老人保健施設名等	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた 収入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				%
	健康診査				%
	自由診療等				%
	社会保険診療				%
	労災保険診療				%
	健康診査				%
	自由診療等				%
	社会保険診療				%
	労災保険診療				%
	健康診査				%
	自由診療等				%
合計	社会保険診療			①	⑤ %
	労災保険診療			②	⑥ %
	健康診査			③	⑦ %
	自由診療等			④	%
	計				100%

(記載上の注意事項)

- 前事業年度（新設法人の第 1 回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。
- 収入金額計①、②、③、④の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益及び附帯業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

2 自費患者に対し請求する金額

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

4 健康診査に係る診療収入の明細

健康保険法		円	私立学校教職員共済法		円
船員保険法		円	学校保健法		円
国民健康保険法		円	母子保健法		円
国家公務員共済組合法		円	労働安全衛生法		円
地方公務員等共済組合法		円	高齢者の医療の確保に関する法律		円
計		円	計		円
			健康診査に係る診療収入合計	⑧	円

(記載上の注意事項)

(1) ③が⑧と一致すること。

添付資料

- 上記「1 診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。）
- 診療報酬規程

証明願記 3 に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

経費の額等の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び介護老人保健施設名等	医療診療により収入する金額	患者のために直接必要な経費の額			割合 ①/②
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計	
	円	円	円	円	%
	円	円	円	円	%
	円	円	円	円	%
	円	円	円	円	%
合計	① 円	円	円	② 円	%

（記載上の注意事項）

- ① 前事業年度（新設法人の第 1 回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。
- ② 医療診療により収入する金額合計①が、損益計算書の「医業収益」の合計額と一致すること。
- ③ 患者のために直接必要な経費の額合計②が、損益計算書の「医業費用」の合計額と一致すること。

添付書類

- 上記「経費の額等の明細」の事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
- 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し
- ※ 新たに承認を受けようとする法人で、法人税率の軽減を受けようとする事業年度に給与規則の改正を行っている場合は、改正前の給与規則と併せて改正後の給与規則及び改正があったことを証する書類（理事会の議事録等）も添付すること。

証明願記 6 に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

特別の療養環境に係る病床の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び介護老人 保健施設名	差額料あり①	差額料なし②	差額ベッド割合
	床	床	%
	床	床	%
	床	床	%
合計	床	床③	%

（記載上の注意事項）

- ① 前事業年度（新設法人の第 1 回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告の基準日における状況について病院、診療所及び介護老人保健施設名の別に記載すること。
- ② 新たに承認を受けようとする法人にあつては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度について記載すること。
- ③ 介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
- ④ 介護老人保健施設にあつては、特別な療養室に係る定員数を①に記載し、それ以外の定員数を②に記載すること。なお、その場合でも、全体の定員数に対する特別な療養室に係る定員数の割合は 30% 以下でないと要件を満たさないで留意すること。

添付資料

- 上記「特別の療養環境に係る病床の明細」の事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票（別紙様式 5）の写し